

令和5年 多賀町議会 11月第4回臨時会会議録

令和5年11月28日（火） 午前10時45開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のため出席した者の職氏名

町 長	久保 久良 君	企画課長	野村 博 君
副町長	小菅 俊二 君	総務課長	本多 正浩 君
会計管理者	岡田 伊久人 君	福祉保健課長	林 優子 君

◎議会事務局

事務局 長 大岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定（11月28日 1日間）

日程第3 議案第102号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁  
償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第103号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関  
する条例の一部を改正する条例について

議案第104号 都市公園を設置すべき区域の決定について

議案第105号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第7号）につい  
て

議案第106号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第  
2号）について

(開会 午前10時44分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年第4回多賀町議会臨時会を開会いたします。

---

○議長(松居亘君) 本臨時会に、町長より提出されました案件は、議案5件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、町長より招集のあいさつをお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 12月定例会の開会を迎える慌ただしい時期ではございますが、本日、令和5年第4回多賀町議会臨時会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様には公私なにかとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本日、提出をいたしました議案は、人事院勧告に基づき、本町職員等の給与および手当の改定を行なうため、関係条例の改正および改正に伴う補正予算、また、都市公園の区域決定に関し議決を求めるものでございます。

このあと提案事項をご説明申し上げますので、慎重なご審議と適切にご決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

---

(開議 午前10時45分)

○議長(松居亘君) ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

8番 富永 勉 議員                      9番 川添 武史 議員

を指名いたします。

---

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

---

○議長(松居亘君) 日程第3 「議案第102号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第102号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和5年8月の国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与および期末・勤勉手当が改定されたことにより、多賀町において、国に準じ多賀町職員および会計年度任用職員の給与等について改正を行うものでございます。

主な改正点は、民間給与との格差を解消するため、初任給および特に若年層に重点を置き、給与月額を引き上げを行なうとともに、あわせて期末・勤勉手当の改正を行うものであります。

改正内容でございますが、第1条では、まず、期末手当の規定でございますが、職員については、条例第22条第2項中、現在の支給割合「100分の120」を「100分の125」に「100分の5」引き上げ、また同条第3項中、これは定年前再任用短時間勤務職員の額を規定する条項ですが、これを「100分の67.5」から「100分の70」に「100分の2.5」引き上げるものです。

次に、勤勉手当の規定でございますが、職員については、条例第23条第2項第1号で、現在の「100分の100」を「100分の105」に「100分の5」引き上げ、同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の47.5」を「100分の50」に「100分の2.5」引き上げるものです。

次に、条例第3条で規定する行政職の給料表については、議案書1ページから5ページのとおり国に準じ改定し、大卒初任給で11,000円程度、給料月額を引き上げ、特に、若年層の給料月額を引き上げる改正となっております。

次に、議案書5ページの第2条では、令和6年度以降において、6月および12月に支給する期末・勤勉手当の割合を均等となるよう改めるもので、条例第22条中の期末手当について、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」「100分の68.75」に、それぞれ改めるものです。

また、条例第23条中の勤勉手当についても同様の考え方で「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の50」を「100分の48.75」にそれぞれ改めるものです。

次に、第3条でございますが、「多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例」を改正するものです。

内容については、条例第4条で規定する給料につきまして、行政職給料表を準用する

改定を行ない、不要となる別表第1・第2を削除するものでございます。

付則として、第1項、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行するものです。

また、第2項、第1条および第3条の規定による改正後の規定については、令和5年4月1日に遡及し適用するものです。

第3項、第1条および第3条の規定により支給された給与は、給与の内払いとみなすこととし、第4項、条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第102号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および多賀町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居亘君） 日程第4 「議案第103号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第103号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、議案第102号の条例改正と同様に、国の人事院勧告に伴い、特別職の期末手当の額の改定が行われたことにより、条例の改正を行うものです。内容につきましては、第1条で今年度の期末手当を「100分の165」から「100分の175」に「100分の10」引き上げるものです。

第2条で、6月、12月の支給割合の均衡を図るため、「100分の175」を「1

00分の170」とするものです。

付則として、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第103号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松居亘君） 起立多数であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居亘君） 日程第5 「議案第104号 都市公園を設置すべき区域の決定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 「議案第104号 都市公園を設置すべき区域の決定について」をご説明申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

この度の議案第104号は、現在施行しております（仮称）結いの森公園整備事業において東屋トイレの公園施設を設置することに伴い、都市計画法および建築基準法に基づく手続きの要件にある都市公園の区域設定が必要でありますことから、都市公園法第33条第1項の規定に基づき都市公園を設置すべき区域を次のとおり定めるため、同条第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

都市公園を設置すべき区域は、都市公園の名称を（仮称）結いの森公園、都市公園を設置すべき区域は多賀町大字久徳字前川原160番1の1部外、都市公園の種別は近隣公園、都市公園の面積は15,909㎡であります。

提案説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これですべて討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第104号 都市公園を設置すべき区域の決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居亘君） 日程第6 「議案第105号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」日程第7 「議案第106号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題とします。

2案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第105号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。

本日、一般会計第7号補正予算案および介護保険事業特別会計補正予算第2号を提出させていただきましたのは、本年8月の人事院勧告を受けて、11月17日に成立しました国家公務員一般職の職員改正給与法および特別職職員改正給与法を鑑みての議案第102号および議案第103号の給与に関する条例の改正に基づいて算出される職員の給料、期末・勤勉手当あるいは会計年度任用職員の給与制度改正による補正額を計上したものでございまして、11ページののとおり既定の歳入歳出予算の総額に260万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれの予算を53億3,614万5,000円とするものでございます。

それでは、内容につきましては、17ページの事項別明細書の歳入でございますが、50款国庫支出金で個人番号カードの交付事務費で会計年度任用職員の人件費に充当する補助金40万5,000円の受け入れと75款の繰越金で本補正に219万7,000円を財源充当したものでございます。

続いて歳出について説明を申し上げたいと思います。

5款議会費は議員12名、職員2名の給与調整を行い47万5,000円の追加計上でございます。

10款の総務費では会計年度任用職員8名分の給与改正分と支出科目の修正とで調整

しての結果既定の予算総額から182万8,000円の減額となります。

20ページ、15款民生費では、職員3名、会計年度任用職員5人の給与制度改革で総額138万5,000円の増額でございます。

次に20款衛生費では会計年度任用職員4名分の給与費を算定して42万9,000円を増額しております。

また、22ページにかけての25款の農林水産業費では、5名の会計年度任用職員の給与改正分で54万2,000円を追加計上しております。

30款商工費は職員1名分でございます。

35款土木費では、会計年度任用職員1名分の支出科目を修正して302万9,000円の減額となっています。

45款教育費では会計年度任用職員35人の給与改正分でございますして総額453万2,000円の増額補正となっているものでございます。

次に議案第106号多賀町介護保険事業特別会計補正予算第2号でございます。

この補正につきましても給与に関する改正条例に基づいて会計年度任用職員2名分の給与制度改革分を調整しお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額に28万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれの予算額は8億9,061万6,000円となります。

34ページの歳入では一般会計から財源充当を行っております。

歳出では17款の地域支援事業費で計上しております2名分の会計年度任用職員の給与改正でございますして28万8,000円を計上しております。

以上、一般会計の補正予算第7号および介護保険事業特別会計の補正予算第2号の議案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第105号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第105号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松居亘君） 起立多数であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） これより「議案第106号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会

計補正予算（第2号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第106号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居亘君） これで、本日の議事日程は、全て終了しました。

これをもって令和5年第4回多賀町議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時05分 閉会）



多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 川 添 武 史

多賀町議会議員 富 永 勉